

市総務局人事部給与課長以下、市労連書記長以下との小委員会交渉

令和5年11月1日（水曜日） 大阪市労働組合連合会（市労連）との交渉の議事録

（市）

給与改定等については、9月29日に人事委員会から勧告がなされ、人事委員会勧告の取扱いについては、国、他都市の状況といった諸事情を考慮して慎重に検討してきた。その結果、次のとおり実施したいと考えるのでお示しする。まず、人事委員会からの勧告どおり、公民較差0.95%を解消するための行政職給料表の引き上げを令和5年4月1日に遡及して実施する。その他の給料表の改定については、技能労務職給料表も含め同様の取扱いとする。なお、号給増設部分の改定については、実施日と同じく令和6年4月1日とする。また、期末勤勉手当については、年間で0.1月分を引き上げて4.5月分に改定し、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げ、来年度以降は6月期及び12月期が均等になるよう配分することとする。なお、会計年度任用職員については、人事委員会勧告を踏まえ、期末手当を年間で0.1月分引き上げることとする。来年度以降については、勤勉手当の支給に伴い、期末手当、勤勉手当ともに本務職員と同様となる。その他の諸手当については、人事委員会からの意見を踏まえ、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当を国と同様に引き上げる改定を、令和5年4月1日に遡及して実施する。基本的な方向性は以上のとおりであるが、この間の事務折衝における議論も踏まえた具体的協議を行ってまいりたい。それでは、まず給料表の改定内容について、現時点の考え方として概略を申し上げる。まず今年度、公民較差に関する月例給の改定については、人事委員会からの勧告どおり、公民較差である3,782円、0.95%を解消するため、行政職給料表の引き上げを令和5年4月1日に遡及して実施することとし、具体の改定内容はお配りした資料に記載しているが、行政職給料表の改定の考え方の要点を申し上げる。まず、公民較差3,782円から管理職手当及び地域手当のはね返し分を除いた3,175円で改定を行った場合の改定総額を原資として、その範囲内で改定を実施することとなる。人事委員会勧告の内容を踏まえ、大学卒初任給を7,500円、高校卒初任給を8,500円引き上げ、30歳台までの職員に対して適用される級及び号給は、40歳台以上の職員よりも高い改定率で改定し、40歳台以上の職員に対して適用される級及び号給については、定率を基本として改定を行うこととする。以上の結果が、資料に示した各級の平均改定額、改定率である。より詳細については資料でご確認いただきたい。技能労務職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して、行政職給料表1級から4級の平均改定率1.16%を用いて改定を行うこととなる。初号付近を8,500円引き上げ、行政職給料表と同様に30歳台までの職員に対して適用される級及び号給は、40歳台以上の職員よりも高い改定率で改定し、40歳台以上の職員に対して適用される級及び号給については、定率を基本として改定を行うこととする。その他の専門職の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮した改定としている。行政職給料表の改定の考え方に

沿ったものとしているので、あわせて資料で詳細をご確認いただきたい。また各給料表に共通する事項として、再任用職員の給料月額には各級の平均改定率で改定することとしている。この間の給料表の切り替えによる経過措置や転任等による現給保障の適用を受けている場合も、他の職員との均衡を考慮して改定を実施することとする。続いて会計年度任用職員についてだが、常勤職員の給料表に基づいて報酬を定めている職については、常勤職員の給料表の改定に準じ、報酬額を引き上げることとしている。改定内容は資料のとおりなのでご確認ください。こちらについては、令和5年4月1日に遡及して実施する。ただし12月期の期末手当の支給対象とならない職員については、令和5年12月1日から実施する。また会計年度任用職員における給与改定の実施時期については、今年度から取扱いを変更しているので説明させていただく。本市においては、常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与改定の実施時期については遡及しないこととしていた。今般、給与改定の実施時期については、12月期の期末手当の支給対象となる会計年度任用職員については、常勤職員の給与の改定の実施時期と同様に取り扱うこととする。基本的な考え方として、12月期の期末手当の支給対象職員については、引き上げ時は遡及ありの年度内改定、引き下げ時は年間調整ありの年度内改定とし、12月期の期末手当の支給対象外職員については、これまでの取扱いと同様、引き上げ時は遡及なしの年度内改定、引き下げ時は年間調整なしの年度内改定となる。より詳細については資料をご確認いただきたい。教育職給料表については、教育委員会事務局より説明する。

教育職給料表の改定の基本的な方向性について申し上げる。幼稚園に勤務する教員以外に適用される教育職給料表(1)及び(2)については、人事委員会からの勧告どおり、行政職給料表との均衡を基本とし、同様の取扱いとしたいと考えている。また、幼稚園に勤務する教員に適用される教育職給料表(3)については、国において給与水準を引き上げるための方策がとられていること、他の給料表の改定状況等や人材確保の観点から、他都市の状況も十分考慮して対処する必要があると人事委員会から勧告がなされたことから、他の本市教職員と同様の取扱いとする。次に、具体の改定内容についてお配りした資料に記載しているが、考え方の要点を申し上げる。改定前の平均給与月額に改定率0.95%を乗じて算出した金額から管理職手当、地域手当及び教職調整額へのはね返し分を除いた教育職給料表(1)では4,327円、教育職給料表(2)では3,194円、教育職給料表(3)では2,888円が各々の給料表の平均改定額となるよう改定を実施することとなる。いずれの教育職給料表においても、大学卒初任給を7,500円引き上げ、30歳台の職員に適用される級及び号給まで改定率を低減させ、30歳台より上の職員に適用される級及び号給においては定率を基本として改定を行うこととする。また、幼稚園教育職給料表への切り替えによる経過措置の適用を受けている場合も、他の教職員との均衡を考慮して改定を実施することとする。なお、再任用教員の給料月額についても、行政職給料表と同様に、各級の平均改定率で改定することとしている。より詳細については資料をご確認いただきたい。教育職給料表については以上である。

給料表に関しては以上となる。続いて期末勤勉手当である。再任用職員及び会計年度任用

職員以外の職員の期末勤勉手当については、年間で0.1月分を引き上げて4.5月分に改定し、本年度については12月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げ、来年度以降は6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025月分均等に引き上げることとする。再任用職員については、年間で0.05月分引き上げて2.35月分に改定し、本年度については12月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げ、来年度以降は6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.0125月分均等に引き上げることとする。また、会計年度任用職員については、期末手当を年間で0.1月分を引き上げて2.6月分に改定し、本年度については12月期を0.1月分引き上げ、来年度以降については、勤勉手当の支給に伴い期末勤勉手当ともに本務職員と同様となる。具体的な期末勤勉手当の支給月数については資料のとおりである。算定方法は従来どおりであるが、算定の基礎となる人員構成、平均基礎額は令和5年6月時点のものを用いて改めて計算している。ここまでが人事委員会勧告実施に伴う給与改定の内容となる。なお、これらに伴う支給についてだが、期末勤勉手当については12月8日金曜日に支給し、給料月額や諸手当にかかる差額については12月18日月曜日の給与支給日に清算することとしたい。

続いて人事考課制度及び給与反映の改定についてだが、10月13日の小委員会交渉において改正案について説明させていただき、その後、事務折衝において詳細の説明等を行わせていただいた。先にご説明した給与改定による勤勉手当の支給月数の改定を踏まえ、2、給与反映(2)勤勉手当部分に給与改定の内容を反映させている。本改定については、本年度の人事考課制度、また来年度の昇給及び期末勤勉手当に反映することとし、今後速やかに条例改正等を行ってまいりたいと考えている。

以上のとおり、人事委員会勧告の実施及び年内の清算並びに人事考課制度及び給与反映の改正を実施するにあたって、早急に決着すべき事項について市側の考え方を申し上げた。これら以外の要求項目については、引き続き協議し、合意に向けて誠実に対応していくが、今後協議をお願いしたい制度改正案件について人事課長から説明させていただく。

それでは、私の方から案件の概要を申し上げる。まず、皆様方においてはこの間、働き方改革の取組みに関し、ご理解、ご協力いただいていることに感謝申し上げます。皆様方のご協力のおかげもあり、スピード感をもって運用変更することができている。今後も働き方改革の実施方針に基づいて取組みを進めていくが、この確定交渉において協議していきたい内容として、テレワークの実施場所の拡充や育児職免、それからフレックスタイム制の導入、夏季休暇制度の改正、在宅勤務等手当の新設について検討している。テレワーク実施場所の拡充については、親族宅でのテレワークを可能とするもの。育児職免については、取得時間等について検討している。それからフレックスタイム制については、一定の時間の範囲内で、その週の勤務時間の割り振りを職員から申告できるようにするもの。夏季休暇制度については国と同様に、一定条件のもと取得期間を広げることができるようにするもの。在宅勤務手当については国と同様に、在宅勤務等を中心とした働き方をする職員に対して新たに手当を支給するものである。こういった内容について検討している。いずれにしても、引き続

き協議する内容なので、詳しくは事務折衝において説明をしていきたいと考えている。まず本日は、先ほど給与課長からあったように、早期に決着すべき事項について市側の考え方を申し上げたところである。交渉、協議のほどよろしく願います。

(組合)

それぞれ給料表の改定の資料もいただいて、説明もいただいた。基本的には、すべての職種、全年齢層での改定が実施されるということによいか。

(市)

はい。

(組合)

小委員会、前回の小委員会でも、すべての職種、年齢層での改定に向けてということで、こちらからも求めていた。ただ、配分のところ、これは人事委員会の今回の意見を踏まえてということなので、市労連としても受け止めざるをえないと思っているが、やはり中高年齢層の職員のところ、昇給の点も含めて、なかなか今厳しい状況かなというのも考えているので、今後の課題として、また引き続き協議が必要と思っているのでよろしく願います。会計年度のところも含めて給与改定、4月1日、一時金の支給の対象者ということだが、遡及改定ということについても併せて確認をしたいと思うし、再任用の点についても確認をさせていただきたいと思う。あと一時金の支給日、12月8日、それから遡及改定の清算の12月18日というところについても確認させていただきたいと思う。あと人事評価の関係で、前回の小委員会交渉の時に提案いただいて、基本的には、内容的にはそこから変更はされてないかなと思うが、次年度のいわゆる給与反映の、6年度の反映のところと言うと、要は区分CDのその率が下がるので、いわゆるアルファ部分は減少するし、第3区分のFのところも、数が増えるのでそこも減少すると、そういう理解によいか。

(市)

はい。減少があるところは減る。メリハリ自体はちょっと出ている。

(組合)

人事考課のところは、これは当然、条例改正ということで、議会の日程の点もあると思うが、職員周知の時期等は、これはまだ検討中か。

(市)

はい。議会の方で当然、議決がされてから。議決を待つまでするのかどうかということも含めて、検討しながらさせていただく。

(組合)

給与改定のところもそうか。

(市)

給与改定の部分は例年どおり、本交渉が終わって速やかに、今年度の部分についてはさせていただきたいと考えている。

(組合)

そうしたら一定、小委員会のところでは確認をさせていただいて、来週の団体交渉の中で取り扱っていきたいと思っているし、先ほど人事課長からあった点も含めて、確定要求項目にかかる事項は後半戦ということにしているので、引き続き、事務折衝含めて精力的によりしくお願いする。あと人事評価の給与反映の点で、今回の制度の改正というのは非常に大きな改正だと考えているが、いわゆる絶対評価点が標準点であれば、相対評価も標準であるという、ここはこの間、以前から市労連としてはそうあるべきであると言ってきた内容に近くなっているんだろうなと思っている。この間、制度の改正、見直しということで、4号給の調整等も実施されてきているが、やはりもともと、当初のスタートしたときで言うと、絶対評価 3.0 でも下位区分という、ここの差は結果的には埋まっていないと市労連としては認識しているので、この点についてはまた改めて今後、市側としてどういう認識なのかということ、また改めてお聞かせさせていただきたいと思うのでよろしくお願いします。

教育職給料表についてだが、現役の給料表については全年齢層上げていただいているということで、努力していただいたなと感謝している。ただ、再任用については、やはり他職と違って7割に至っていないと。今般、若年層の給料を上げたことによって、30歳の子に給料を抜かれる。言ったら経験10年もいかない子に、経験40年の人が抜かれるってどれだけ屈辱か。それだけの技術を持っている。教える知識を持っている。だから府とか国が動かなかったからといって無視されていい問題じゃないと思う。60になって7割になって、そこからさらにまた1万下がるって、やっつけられるか。我々は納得できない。

(市)

再任用の2級の部分、給料月額がその7割を下回っているということについて、特にその職員のモチベーションなどの観点からも、おっしゃっていただいているとおり、問題であると認識されているということは承知している。今回の給与改定においては、その人事委員会勧告を踏まえて、行政職と同様に各級の平均改定率ということでさせていただいた。現時点で国や府の数字と異なる改定を行うということはなかなか難しいと考えているが、今後、国や府の動向を注視するとともに、国への要望の場面などで、教育委員会としてそういう働きかけができないかというようなことについても検討していきたいと考えている。

(組合)

今、市教組さんからあった点も 12 日の申し入れの際にも、再任用の給与水準の見直しのところは市労連としても求めている。今回の給与改定の部分に直接と言ったらあれだが、ここは引き続き、以降も精力的にご検討いただいて、ご努力いただきたいと思うのでよろしくお願いします。他、特段ないようなら、小委員会としては確認をさせていただいて、来週の団体交渉の場で取り扱っていきたいと思う。よろしくお願いします。